
神戸市会活性化に向けた改革の取組について

(4年間のまとめ、達成状況)

◆趣旨◆

神戸市会の今任期中（平成23年6月11日～）においては、任期開始後直ちに、神戸市会活性化に向けた改革検討会（平成23年7月～平成24年6月）を立ち上げ、平成24年7月には神戸市議会基本条例を施行させるなど、各種改革案を決定し、実施しました。

今任期が本年6月10日をもって満了するのに先立ち、改革の取組についてその達成状況を取りまとめましたのでご報告いたします。

◆主な内容◆

1. 神戸市議会基本条例を制定しました！
2. 政策提言機能を強化しました！
 - (1) 4つの政策条例を制定
 - ・「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」
 - ・「神戸市がん対策推進条例」
 - ・「神戸灘の酒による乾杯を推進する条例」
 - ・「神戸市みんなの手話言語条例」
 - (2) 未来都市創造に関する特別委員会が市長に提言
3. 審議内容の公開を徹底しました！
 - (1) ホームページを活用した審議内容の公開
 - (2) インターネット中継の拡大
 - (3) フェイスブックの開設

神戸市会活性化に向けた改革の取組について (4年間のまとめ、達成状況)

神戸市会の今任期中（平成23年6月11日～）においては、任期開始後直ちに、**神戸市会活性化に向けた改革検討会**（平成23年7月～平成24年6月）を立ち上げ、平成24年7月には**神戸市議会基本条例**を施行させるなど、各種改革案を決定し、実施しました。

今任期が本年6月10日をもって満了するのに先立ち、改革の取組についてその達成状況を取りまとめましたのでご報告いたします。

今後も引き続き、さらなる市会活性化に向けて努めてまいります。

【主な内容】

1. 神戸市議会基本条例を制定しました！

市民福祉の向上、
市勢の発展を目指して

平成24年7月1日に施行された本条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定め、市民の信託に的確に応えることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的に制定しました。

今後とも、多様な観点から政策決定を行い、また市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、市政の課題について調査研究を行うことにより政策立案に努め、独自の政策提案・提言に取り組みます。

2. 政策提言機能を強化しました！

合議制の機関としての独自の観点
から積極的に政策条例を制定

(1) 4つの政策条例を制定

議会・議員の政策形成・立案能力の向上、市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化、専門的知見の活用によって、政策条例を積極的に制定していくことを目指すこととし、その結果、4つの政策条例を議員提案により制定しました。

今後とも、独任制の市長とは異なる合議制の機関としての独自の観点から、積極的に政策条例を制定していくことを目指します。

要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりのため

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」
(平成25年2月25日全会一致で可決、同年4月1日施行)

がんの予防・早期発見、がん患者への支援等のため

「神戸市がん対策推進条例」
(平成26年3月27日全会一致で可決、同年4月1日施行)

郷土への誇りの醸成のため 灘の酒で乾杯！

「神戸灘の酒による乾杯を推進する条例」
(平成26年10月27日全会一致で可決、同年11月1日施行)

手話を言語として認め、手話への理解の促進のため

「神戸市みんなの手話言語条例」
(平成27年3月24日全会一致で可決、同年4月1日施行予定)

神戸市独自の
魅力創出のため

(2) 未来都市創造に関する特別委員会が市長に提言

平成 26 年 5 月 12 日、2 会期制への移行後初めてとなる緊急議会が開かれ、新たな時代の神戸のまちづくりについて調査するため「**未来都市創造に関する特別委員会**」を設置しました。

調査手法は従来の特別委員会と異なり、調査目的に沿った参考人を招致するとともに、参考人の意見や他都市・事業者への実地調査も踏まえた委員間討議を行い、議論を深めました。その成果として、全 18 項目の提言からなる「**神戸の未来都市創造に向けた提言書**」を取りまとめ、本年 3 月 24 日に久元市長に提出しました。

さらに、5 月 11 日には、提言内容の説明や未来の神戸をテーマとしたパネルディスカッションを内容とする市民報告会を市会本会議場において開催する予定です。

議会の審議過程を
わかりやすく
提供するため

3. 審議内容の公開を徹底しました！

ホームページを活用した審議内容の公開

ホームページにおいて①審議前には議案・委員会資料を事前に掲載し、②審議中にはインターネット配信による生中継を実施し、③審議後においては、議案に対する会派単位の賛否状況を掲載することにより、議会の審議過程をよりわかりやすく提供するように努めました。

インターネット中継の拡大

議会の審議内容をより多くの市民のみなさんにお伝えするため、平成 24 年第 2 回定例会より、本会議について、インターネット配信による録画放映に加えて生中継放映を開始し、また、平成 26 年 4 月よりスマートフォン・タブレットにも対応しました。

さらに、平成 24 年第 3 回定例会より、常任・特別委員会についても、生中継・録画放映を開始しました。

フェイスブックの開設

平成 23 年 6 月に始めた**神戸市会メールマガジン**の配信に加えて、平成 25 年 2 月より**市会事務局フェイスブック**を開設しました。議会の審議状況等の情報更新を適時行うとともに、市民のみなさんからのコメントにはすべてお答えするなど親しみやすいページづくりに努めています。

今後とも、審議内容の公開を徹底するとともに、より多くの市民のみなさんに親しみやすさとわかりやすさの提供を目指します。

※その他の内容につきましては、一覧表をご覧ください。

【参考】

1. 今任期 平成 23 年 6 月 11 日～平成 27 年 6 月 10 日
2. 現議員数 68 名（定数 69 名）
3. 外部からの評価・表彰
 - 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査 2011 ランキング
総合 45 位 政令指定都市 4 位
 - 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査 2012 ランキング
総合 18 位 政令指定都市 1 位
 - 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査 2013 ランキング
総合 13 位 政令指定都市 3 位
 - 第 8 回マニフェスト大賞（平成 25 年実施）において、神戸市会が優秀成果賞を受賞。
 - 第 9 回マニフェスト大賞（平成 26 年実施）において、神戸市会事務局が優秀成果賞を受賞。

神戸市会活性化に向けた改革の取組について
(4年間のまとめ, 達成状況) 【一覧表】

項 目	実施内容	実施時期
1. 執行機関に対するチェック機能の強化		
(1) 議決事件の拡大と議会報告の義務付け	<p>① 地方自治法第96条第2項に基づき、議決事件を次のとおり追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の策定、変更又は廃止 ・基本計画の策定、変更又は廃止 <p>② 議決事件とはしないが、次の場合は議会への報告を義務付けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画を策定、変更又は廃止しようとするとき ・各行政分野における基本的な計画（計画期間が10年以上のものに限る。）を策定、変更又は廃止しようとするとき ・姉妹都市若しくは友好都市又はこれらに類するものを提携又は解消しようとするとき <p>③ ②に基づき、㊦神戸市総合交通計画策定、㊧ハイフォン市（ベトナム）との相互交流促進に関する覚書締結、及び㊨第5次神戸市基本計画神戸 2015 ビジョン改訂の報告を受けた。</p>	<p>①② 平成 24 年 7 月 1 日に施行。</p> <p>③㊦平成 25 年 5 月 22 日 ㊧平成 25 年 12 月 9 日 ㊨平成 26 年 3 月 12 日に報告受け。</p>
(2) 資料要求等への対応の義務付け	<p>議会・議員からの、市の政策・事務に係る監視・調査のための資料要求・説明要求には、誠実な対応を義務付けた。</p>	<p>平成 24 年 7 月 1 日に施行。</p>
(3) 2 会期制への移行	<p>① 市会活性化のための通年議会を視野に入れつつ、当面の措置として、2 会期制を採用した。</p> <p>具体的には、従来第 1 回定例会市会から第 2 回定例会市会までを「第 1 回定例会市会」とし、従来第 3 回定例会市会から第 4 回定例会市会までを「第 2 回定例会市会」とした。</p>	<p>① 平成 25 年第 1 回定例会市会（2 月議会）より実施。</p>

	<p>2会期制への移行及び後述の一般質問の導入により、次の通り年間会期日数及び本会議日数が増えた。</p> <p>年間会期日数 平成24年 92日 平成25年 227日 平成26年 207日</p> <p>本会議日数 平成24年 16日 平成25年 21日 平成26年 22日</p> <p>② 2会期制への移行後初めて緊急議会を開催した。</p>	<p>② 平成26年5月12日に開催。</p>
(4) 本会議の活性化	<p>① 質疑・質問において、一問一答選択制を導入した。</p> <p>具体的には、初回発言は一括方式により行い、再質疑・再質問以降は一問一答方式を選択できることとした。</p> <p>② 一問一答選択制の導入に伴い、発言回数制限は廃止した。また、対面式発言席として、従来の発言席を一部改修した。</p> <p>③ 議案外質問は廃止し、一般質問（市政一般に対する個人質問）を導入した。</p> <p>具体的には、一般質問に係る各会派持ち時間・人数制限の中で、各議員の質問機会は年1回以内とした。</p> <p>④ 当局による反問権は認めないが、質疑・質問の趣旨を確認するための発言は認めることとした。</p> <p>⑤ 議場内の壁面ディスプレイの1つに発言者の映像（インターネット中継映像）を映すこととした。</p>	<p>①② 平成24年第2回定例市会より実施。</p> <p>③ 平成25年第1回定例市会（2月議会）より実施。</p> <p>④ 平成24年7月1日に施行。</p> <p>⑤ 平成24年第1回定例市会より実施。</p>
(5) 委員会活動の活性化	<p>① 委員相互間における討議を通じ、積極的な政策立案・提言等に努めることとした。</p> <p>当局への政策提言を目指し、未来都市創造に関する特別委員会を設置した。また、同</p>	<p>① 平成24年7月1日に施行。</p> <p>平成26年5月12日に設置。</p>

	<p>特別委員会においては、委員間討議を中心に行うことを確認した。</p> <p>② 当局から提供される委員会資料は、委員会の1週間前に委員配付することとした。</p> <p>あわせて、請願・陳情についても、それぞれ本会議の1週間前、委員会の1週間前までに提出されたものをその審議・審査対象とすることとした。</p> <p>また、市外居住者から郵送された陳情書は審査しない（要望書として取り扱う）こととした。</p> <p>③ 地方自治法の改正等を踏まえて、出資比率25%以上50%未満の団体についても、外郭団体に関する特別委員会の審査対象に加えた。</p> <p>④ 請願紹介議員に質疑しようとするときは、委員会の前日までに委員長に申し出る制度を設けた。</p> <p>⑤ 当局による説明補助、及び予算・決算特別委員会分科会における委員の質疑補助としてのプロジェクターの利用を認めることとした。</p> <p>⑥ 委員会条例を改正し、常任委員の定数を柔軟に対応できるようにした。</p>	<p>② 平成24年第1回定例市会より実施。</p> <p>③ 平成24年度より実施。</p> <p>④ 平成24年第1回定例市会より実施。</p> <p>⑤ 平成24年第3回定例市会より試行実施。</p> <p>⑥ 平成26年第1回定例市会（6月議会）より実施。</p>
<p>(6) その他</p>	<p>① 特別職人事案件に係る代表者会議での協議は、その場で当局から説明を受けた上で行うこととし、必要に応じて再協議の場を設けることとした。</p> <p>② 庁内ケーブルテレビの空きチャンネルを利用して、本会議の映像を各議員団室・行政棟に放映することとした。</p>	<p>①② 平成24年第1回定例市会より実施。</p>

2. 政策立案・提言機能の充実		
<p>(1) 政策条例の制定</p>	<p>議会・議員の政策形成・立案能力の向上、市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化、専門的知見の活用によって、政策条例を積極的に制定していくことを目指すこととし、その結果、次の政策条例を制定するに至った。</p> <p>㊦「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」</p> <p>㊧「神戸市がん対策推進条例」</p> <p>㊨「神戸灘の酒による乾杯を推進する条例」</p> <p>㊩「神戸市みんなの手話言語条例」</p>	<p>㊦ 平成25年第1回定例市会（2月議会）で制定。同年4月1日に施行。</p> <p>㊧ 平成26年第1回定例市会（2月議会）で制定。同年4月1日に施行。</p> <p>㊨ 平成26年第2回定例市会（9月議会）で制定。同年11月1日に施行。</p> <p>㊩ 平成27年第1回定例市会（2月議会）で制定。同年4月1日に施行予定。</p>
<p>(2) 市長への政策提言</p>	<p>未来都市創造に関する特別委員会において、「神戸の未来都市創造に向けた提言書」をとりまとめ、市長に提言した。</p>	<p>平成27年3月24日に提言。</p>
<p>(3) 政務調査活動の充実</p>	<p>① 政務活動費による海外視察調査を認めた。 あわせて、議員の海外派遣制度は廃止した。</p> <p>② 政務調査員の各会派への配置について、所属議員5人ごとに1名配置できるようにした。</p> <p>③ 政務活動費による管外調査について、議</p>	<p>①② 平成24年4月1日に施行。</p> <p>③ 平成24年1月に施</p>

	<p>員1人でも行えるようにした。</p> <p>④ 法改正に合わせて、政務活動費に関する検討チームを設け、使途の在り方等に関する検討を行い、例規類を整備した。</p>	<p>行。</p> <p>④ 平成24年12月に検討チームを結成。平成25年5月まで検討。</p>
(4) その他	<p>① 議員の資質向上のため、次の講師を招聘し研修会を実施した。</p> <p>⑦ユネスコ前事務局長</p> <p>①㈱日本政策金融公庫神戸支店長</p> <p>⑦京都造形芸術大学学長</p> <p>⑤ダルビッシュ・ファルサ氏</p> <p>④中華人民共和国駐日本国特命全権大使</p> <p>⑨作家 玉岡かおる氏</p> <p>② 市会業務職員の各会派への配置について、所属議員5人以上10人未満で1名、10人以上で2名配置できるようにした。</p> <p>③ 市会事務局の法制事務能力向上のため、⑦職員を宿泊型研修に派遣するとともに④新たに法制担当係長を配置した。</p> <p>④ 委員会において、学識経験者等を活用できるように、予算を計上し、参考人招致を行った。</p> <p>⑤ 従来より発行している「調査トピックス」の内容を充実し、「政策調査レポート」としてリニューアルした。</p> <p>⑥ 神戸市会資料検索システムを導入した。</p>	<p>①</p> <p>⑦平成24年に実施。</p> <p>①⑦平成25年に実施。</p> <p>⑤④⑨平成26年に実施。</p> <p>② 平成24年4月1日に施行。</p> <p>③⑦（平成24年度：3名・計21日、平成25年度：3名・計21日、平成26年度：2名・計7日）</p> <p>①平成25年4月1日に配置。</p> <p>④ 平成25年度は5人、平成26年度は13人。</p> <p>⑤ 平成25年6月よりリニューアル。</p> <p>⑥ 平成26年7月1日より導入。</p>

3. 市民参加の積極的な促進		
<p>(1) インターネット中継の拡大</p>	<p>① 本会議について、録画放映から、生中継・録画放映に拡大した。 また、スマートフォン・タブレットにも対応した。</p> <p>② 常任・特別委員会について、生中継・録画放映を実施した。</p>	<p>① 平成 24 年第 2 回定例会市会より実施。 平成 26 年 4 月より実施。</p> <p>② 平成 24 年第 3 回定例会市会より実施。</p>
<p>(2) 議会報告会</p>	<p>未来都市創造に関する特別委員会において、市長に提出した「神戸の未来都市創造に向けた提言書」の内容等について、広く市民に知っていただくため、議会報告会を開催する。</p>	<p>平成 27 年 5 月 11 日開催予定。</p>
<p>(3) その他</p>	<p>① 議案書・委員会資料を PDF ファイルにして、事前に市会ホームページに掲載することとした。</p> <p>② 議案等に対する各会派の賛否を市会ホームページに掲載することとした。</p> <p>③ 庁内ケーブルテレビの空きチャンネルを利用して、本会議の映像を 1 階ロビーの広報テレビに放映することとした。【再掲】</p> <p>④ 市会日程、審議結果などをお知らせする市会メールマガジンの配信を開始した。</p> <p>⑤ 政務活動費の使途の透明性を確保するため、収支報告書及び領収書の写しを閲覧できる制度を新設するとともに、収支報告書及び海外における管外調査報告書を市会ホームページにおいて公開することとした。</p> <p>⑥ 市会事務局フェイスブックを開設した（平成 27 年 2 月末日現在 いいね！ 829 件）。</p> <p>⑦ 希望する傍聴者への議案書の貸出しを始めた（先着 5 部）。</p> <p>⑧ 利用者アンケートの結果を踏まえ、市会</p>	<p>①②③ 平成 24 年第 1 回定例会市会より実施。</p> <p>④ 平成 23 年 6 月に開始。</p> <p>⑤ 平成 25 年 7 月に平成 24 年度交付分から公開を開始。</p> <p>⑥ 平成 25 年 2 月に開始。</p> <p>⑦ 平成 25 年第 2 回定例会市会（9 月議会）より開始。</p> <p>⑧ 平成 26 年 2 月 3 日に</p>

	<p>ホームページトップページのリニューアルを行った。</p> <p>⑨ 本会議及び常任委員会等の傍聴席において、会議音声聞き取りにくい耳の不自由な方のため、補聴器・人工内耳を補助する放送設備（難聴者用磁気ループ）を導入した。</p> <p>⑩ 本会議のインターネット中継への手話通訳導入を予算化した。</p>	<p>実施。</p> <p>⑨ 平成 27 年第 1 回定例会市会本会議（平成 27 年 2 月 17 日）より開始。</p> <p>⑩ 平成 27 年第 2 回定例会市会（6 月議会）より実施予定。</p>
--	---	--

4. 議会及び議員活動の在り方等		
(1) 議会基本条例の制定	議会基本条例を制定した。	平成 24 年 7 月 1 日に施行。
(2) その他	<p>① 議員定数条例を国勢調査結果に基づき改正した（中央区 1 人増・須磨区 1 人減）。</p> <p>② IT 化の促進、ICT の利活用について、可能なところから進めることし、次のとおり取り組んだ。</p> <p>㊦議案書・委員会資料を PDF ファイルにして、事前に市会ホームページに掲載した。【再掲】</p> <p>㊧市会事務局フェイスブックを開設した（平成 27 年 2 月末日現在 いいね！ 829 件）。【再掲】</p> <p>㊨神戸市会資料検索システムを導入した。【再掲】</p>	<p>① 平成 26 年第 1 回定例市会（6 月議会）で改正。</p> <p>②</p> <p>㊦平成 24 年第 1 回定例市会より実施。</p> <p>㊧平成 25 年 2 月に開始。</p> <p>㊨平成 26 年 7 月 1 日より導入。</p>